

地方独立行政法人りんくう総合医療センター理事会規程

平成 23 年 4 月 1 日
規 程 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター定款（以下「定款」という。）第23条の規定に基づき、理事会に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事等)

第2条 定款第15条第5号に規定する重要な規程は、次に掲げる規程及び規則とする。

- (1) 理事会規程
- (2) 監事監査規程
- (3) 役員報酬等規程
- (4) 組織規程
- (5) 事務決裁規程
- (6) 職員就業規則
- (7) 職員給与規程
- (8) 職員の退職手当規程
- (9) 職員の勤務時間、休日及び休暇等規程
- (10) 職員の育児・介護休業等に関する規程
- (11) 職員懲戒規程
- (12) 安全衛生管理規程
- (13) 非常勤職員就業規則
- (14) 職員人事規程
- (15) 会計規程
- (16) 固定資産管理規程
- (17) たな卸資産管理規程
- (18) 契約規程
- (19) 診療規程
- (20) 診療料等に関する規程
- (21) りんくう総合医療センターにおける泉佐野市情報公開条例の施行に関する規程
- (22) りんくう総合医療センターにおける泉佐野市個人情報条例の施行に関する規程
- (23) 文書管理規程
- (24) 公印規程
- (25) 施設管理規程
- (26) 人材確保基金規程
- (27) 規程等の管理に関する規程
- (28) 寄附金等受入規程

2 定款第15条第6号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政法人りんくう総合医療センターがその当事者である不服申立て、訴

えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁

(2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定

(3) 5,000 万円以上の工事、修繕及び医療機器の購入に関する契約の締結、これらの契約にかかる 1,000 万円以上の変更契約の締結並びにこれらの契約にかかる解約

(4) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

3 次に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

(1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項

(2) 重大な医療事故及び院内感染に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と定める事項

(招集)

第 3 条 理事会は、定款第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、理事長が招集する。

2 理事会は、原則として月 1 回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

3 理事会の議案に付議すべき事項は、あらかじめ次条の理事会の構成員に通告しなければならない。ただし、その暇がない場合は、この限りでない。

(組織)

第 4 条 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(役員以外の者の出席等)

第 5 条 理事長は、必要と認めるときは、理事会の構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聴取することができる。

(議長の職務代行)

第 6 条 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事録)

第 7 条 議長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第 8 条 理事会の庶務は、総務課において行う。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和４年４月１日改正）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。